

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨のお知らせ
下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、お知らせします。

令和 8 年 8 月 28 日 大津地方法務局高島出張所 登記官 中 村 直 樹
記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
第 1608-2026-0005 号	高島市今津町角川字縄手 3 2 7 番
第 1608-2026-0008 号	高島市今津町角川字広戸 3 8 4 番
第 1608-2026-0009 号	高島市今津町角川字広戸 3 8 4 番 1
第 1608-2026-0011 号	高島市今津町角川字赤岩 5 6 9 番